

改正 平成26年 4 月 1 日

平成26年 5 月14日

平成29年 5 月 1 日

令和元年10月 1 日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）が所有する一橋講堂（中会議場、会議室、貴賓室、特別会議室及び準備室を含む。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 一橋講堂を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構
- 二 文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人並びに放送大学学園
- 三 前各号に掲げる機関等に所属する役職員（学術又は高等教育に関する会合を開催する場合に限る。）

2 前項に掲げる者の利用に支障がない限りにおいて、国、地方公共団体、独立行政法人及び公私立大学等（学術又は高等教育に関する会合を開催する場合に限る。）に利用させることができる。

3 前各項に掲げる者の利用に支障がない限りにおいて、一般に利用させることができる。

(利用時間及び区分)

第3条 利用時間及び区分は、次のとおりとする。

- 一 午前の部（午前9時から午後1時まで） 4時間
- 二 午後の部（午後1時から午後5時まで） 4時間
- 三 夜間の部（午後5時から午後9時まで） 4時間

(休業日)

第4条 次に掲げる日は、一橋講堂の休業日とし、原則として利用者の受入れを行わない。

- 一 12月28日から1月4日まで
- 二 施設又は設備の整備等を行う日
- 三 前2号に掲げる日のほか、学長が定める日

(利用の申込み)

第5条 一橋講堂を利用しようとする者は、利用開始日の1年6月前の月の初日から利用開始日当日までに、利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項各号に掲げる者が、大規模な国際会議、国内会議等長期間の準備期間を必要とする事業を主催する場合は、利用開始日の2年前の日から申込みを受け付けることがある。

(利用承認)

第6条 本学は、利用の申込内容を適当と認めたときは、その利用を承認する。

(利用料)

第7条 一橋講堂の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用料を、利用終了日の翌日から30日以内に、本学が指定する口座に納付しなければならない。

2 利用料には、一橋講堂の設備及び備品の利用に係る料金を含む。

3 利用料の納付に係る口座振込手数料は、利用者の負担とする。

(利用申込みの取下げ等)

第8条 利用者が利用の申込みを取下げ、又はその内容を変更しようとするときは、利用開始日まで所定の方法により届け出なければならない。

2 前項の場合において、一橋講堂の全部又は一部を利用しないこととなったときは、利用者は、その利用しないこととなった部分について、次条に定めるキャンセル料を本学に納付しなければならない。ただし、天災地変その他止むを得ない事由による場合は、この限りでない。

(キャンセル料)

第9条 キャンセル料は、次表に掲げる額とする。

区分	キャンセル料の額
イ 利用日の180日前までの取下げ	利用料の30%
ロ 利用日の179日前から90日前までの取下げ	利用料の50%
ハ 利用日の89日前から当日までの取下げ	利用料の100%

2 キャンセル料は、本学が請求した日から30日以内に指定する口座に納付しなければならない。

3 キャンセル料の納付にかかる口座振込手数料は、利用者の負担とする。

(利用承認の取消)

第10条 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、一橋講堂の利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

一 管理上の問題が生じたとき。

二 利用の申込内容が事実と異なるとき。

三 利用者がこの規則に違反したとき若しくは違反するおそれのあるとき又は本学職員の指示に従わないとき。

四 その他学長が利用の承認を取り消し、又は利用を中止させる必要があると判断したとき。

2 前項の規定に基づく利用承認の取り消し等により利用者に損害が生じた場合においても、本学はその責を負わない。

(禁止行為)

第11条 何人も一橋講堂において次の行為を行ってはならない。

一 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的行為

二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教的行為

三 公序良俗に反する行為及び他の利用者等に迷惑を及ぼす行為

2 本学は、前項の規定に違反した者に対し、退所を命ずることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、一橋講堂の利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、一橋講堂の利用後、直ちにこれを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、建物又は附属物等の全部若しくは一部をき損又は滅失したときは、その弁償の責を負うものとする。

(管理上の立入)

第15条 本学職員は、管理上必要があるときは、利用中であっても一橋講堂に随時入場することができる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

会議室名	利用料					
	第2条第1項各号のいずれかに該当する者		第2条第2項又は第3項に該当する者	割引		
一橋講堂	午前	94,250円	188,500円		全日利用の場合は、午前・午後・夜間の合計金額の20%引き	午前・午後通し、又は午後・夜間通しの利用の場合は、合計金額の10%引き
	午後	113,650円	227,300円			
	夜間	123,100円	246,200円			
中会議場1～4	午前	24,600円	49,200円	2室同時利用の場合は、10%引き		
	午後	29,350円	58,700円	3室同時利用の場合は、15%引き		
	夜間	31,950円	63,900円	4室同時利用の場合は、20%引き		
会議室201～203	午前	12,050円	24,100円	2室同時利用の場合は、10%引き		
	午後	14,150円	28,300円	3室同時利用の場合は、15%引き		
	夜間	15,200円	30,400円			
貴賓室	午前	8,900円	17,800円			
	午後	10,500円	21,000円			
	夜間	11,500円	23,000円			
特別会議室101～103	午前	14,650円	29,300円	2室同時利用の場合は、10%引き		
	午後	17,250円	34,500円	3室同時利用の場合は、15%引き		
	夜間	18,850円	37,700円			
準備室	午前	3,150円	6,300円			
	午後	4,200円	8,400円			
	夜間	4,200円	8,400円			

※時間区分 午前：9：00～13：00 午後：13：00～17：00 夜間：17：00～21：00